

令和6年2月定例会 資料

長浜市教育委員会

令和6年2月長浜市教育委員会定例会 議事日程

令和6年2月15日（木） 午前10時00分～
長浜市役所5階 教育委員会室

1. 開 会

2. 議 事

日程第1 会議録署名委員指名

日程第2 会議録の承認
1月定例会

日程第3 教育長の報告

日程第4 議案審議

議案第2号 議会の議決を経るべき教育関係議案に関する意見について

議案第3号 長浜市公立学校職員の職務及び服務に関する規程の一部改正について

議案第4号 長浜市立学校体育施設の開放に関する規則の一部改正について

日程第5 協議・報告事項
案件なし

日程第6 その他

3. 閉 会

令和6年3月教育委員会臨時会開催日程 3月4日（月） 午前10時00分～

議会の議決を経るべき教育関係議案に関する意見について

議会の議決を経るべき教育関係議案に関して原案のとおり同意することについて、教育委員会の議決を求める。

令和6年2月15日提出

長浜市教育委員会 教育長 織田 恭淳

条例・教育委員会規則等の制定・改廃に関する概要説明書

担 当：教育指導課

議案番号：第3号

件 名：長浜市公立学校職員の職務及び服務に関する規程の一部改正について

第1 提出理由

学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針を市の規則等へ反映させることで、本市の学校における働き方改革の取組をいっそう推進するもの。

第2 要点

1. 在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間を、次に掲げる時間の上限の範囲内とする規定を追加する。
 - (1) 1か月において45時間
 - (2) 1年において360時間

2. 上記にかかわらず、教育職員が児童又は生徒に係る業務の量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間以外の時間に業務を行わざるを得ない場合は、次に掲げる時間の上限の範囲内とする規定を追加する。
 - (1) 1か月において100時間未満
 - (2) 1年において720時間
 - (3) 1か月ごとに区分した各期間に該当各期間の直前の1か月、2か月、3か月、4か月及び5か月の期間を加えたそれぞれの期間において1か月当たりの平均時間について80時間
 - (4) 1年のうち1か月における所定の勤務時間以外の時間において45時間を超えて業務を行う月数について6か月

第3 施行期日

令和6年4月1日

長浜市公立学校職員の職務及び服務に関する規程の一部改正について

長浜市公立学校職員の職務及び服務に関する規程の一部を改正する訓令を次のように制定することについて教育委員会の議決を求める。

令和6年2月15日提出

長浜市教育委員会 教育長 織田 恭淳

長浜市公立学校職員の職務及び服務に関する規程の一部を改正する訓令

長浜市公立学校職員の職務及び服務に関する規程（平成18年長浜市教育委員会訓令第8号）の一部を次のように改正する。

第9条中「基づき、」の次に「在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間を次に掲げる時間の上限の範囲内とし、」を加え、同条に次の各号を加える。

- (1) 1か月において45時間
- (2) 1年において360時間

第9条に次の2項を加える。

2 教育委員会は、教育職員が児童又は生徒に係る業務の量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間以外の時間に業務を行わざるを得ない場合にあっては、前項の規定にかかわらず、在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間を次に掲げる時間の上限の範囲内とし、業務量の適切な管理等を行うものとする。

- (1) 1か月において100時間未満
- (2) 1年において720時間
- (3) 1か月ごとに区分した各期間に該当各期間の直前の1か月、2か月、3か月、4か月及び5か月の期間を加えたそれぞれの期間において1か月当たりの平均時間について80時間
- (4) 1年のうち1か月における所定の勤務時間以外の時間において45時間を超えて業務を行う月数について6か月

3 前2項に定めるもののほか、業務量の適切な管理等を行うために必要な事項については、教育委員会が別に定める。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

長浜市公立学校職員の職務及び服務に関する規程の一部改正

新旧対照表

新	旧
<p>(業務の量の管理、健康及び福祉の確保)</p> <p>第9条 教育委員会は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置（昭和46年法律第77号。）第7条に規定する指針に基づき、<u>在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間を次に掲げる時間の上限の範囲内とし、業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置を講ずるものとする。</u></p> <p>(1) <u>1月について45時間</u></p> <p>(2) <u>1年について360時間</u></p> <p>2 <u>教育委員会は、教育職員が児童または生徒に係る業務の量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間以外の時間に業務を行わざるを得ない場合にあつては、前項の規定にかかわらず、在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間を次に掲げる時間の上限の範囲内とするため、業務量の適切な管理等を行うものとする。</u></p> <p>(1) <u>1月について100時間未満</u></p> <p>(2) <u>1年について720時間</u></p> <p>(3) <u>1月ごとに区分した各期間に該当各期間の直前の1月、2月、3月、4月及び5月の期間を加えたそれぞれの期間において1月当たりの平均時間について80時間</u></p> <p>(4) <u>1年のうち1月において所定の勤務時間以外の時間において45時間を超えて業務を行う月数について6月</u></p> <p>3 <u>前2項に定めるもののほか、業務量の適切な管理等を行うために必要な事項については、教育委員会が別に定める。</u></p>	<p>(業務の量の管理、健康及び福祉の確保)</p> <p>第9条 教育委員会は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置（昭和46年法律第77号。）第7条に規定する指針に基づき、<u>業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置を講ずるものとする。</u></p>

条例・教育委員会規則等の制定・改廃に関する概要説明書

担 当：文化スポーツ課

議案番号：第4号

件 名：長浜市立学校体育施設の開放に関する規則の一部改正について

第1 制定・改廃理由

長浜市立学校体育館施設等の貸出について、利用者の利便性向上と学校教職員の事務負担軽減のため、長浜市学校体育施設予約システムを令和6年3月1日から新たに稼働するにあたり、利用手続き及び利用負担金に関する規定の一部改正を行うもの。

第2 要点

- (1) 長浜市学校体育施設予約システムを稼働するにあたり利用手続きに関する規定を新たに追加する。
- (2) 長浜市学校体育施設予約システムの稼働等施設維持管理経費増に伴い、利用負担金について、受益者負担金として一度の利用につき300円を負担する規定を追加する。

第3 施行期日

令和6年3月1日

長浜市立学校体育施設の開放に関する規則の一部改正について

長浜市立学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定することについて教育委員会の議決を求める。

令和6年2月15日提出

長浜市教育委員会 教育長 織田 恭淳

長浜市立学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則

長浜市立学校体育施設の開放に関する規則（平成18年長浜市教育委員会規則第35号）の一部を次のように改正する。

第7条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、登録団体は、市が管理する施設予約システムを利用して所定の申込書を提出する場合は、使用日の属する月2か月前の月の初日から使用日の7日以前までに所定の申込書を教育委員会に提出して、使用する時までにはその許可を受けなければならない。この場合において、登録団体は、体育施設を使用する予定がなくなったときは、速やかに当該申込書を取り下げなければならない。

第11条中「負担金については」の次に「一度の利用につき300円に」を加え、「のとおりとし、」を「に定めた額を加えた額を」に改める。

附 則

この規則は、令和6年3月1日から施行する。

長浜市立学校体育施設の開放に関する規則の一部改正

新旧対照表

新	旧
<p>(利用手続) 第7条 (略)</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、登録団体は、市が管理する施設予約システムを利用して所定の申込書を提出する場合は、使用日の属する月2か月前の月の初日から使用日の7日以前までに所定の申込書を教育委員会に提出して、使用する時までにはその許可を受けなければならない。この場合において、登録団体は、体育施設を使用する予定がなくなったときは、速やかに当該申込書を取り下げなければならない。</u></p> <p>(利用負担金) 第11条 負担金については一度の利用につき300円に別表に<u>定めた額を加えた額</u>を利用者が負担しなければならない。ただし、教育委員会が認めたときは、負担金を免除することができる。</p>	<p>(利用手続) 第7条 (略)</p> <p>(利用負担金) 第11条 負担金については別表のとおりとし、利用者が負担しなければならない。ただし、教育委員会が認めたときは、負担金を免除することができる。</p>